

委託業務仕様書

1. 業務名称

南魚沼市事業創発拠点設営・運営コンサルタント業務

2. 目的

南魚沼市は、起業・創業を促進し、南魚沼市の産業の活性化を図るための施策を進めています。施策を進めていく中で、スタートアップを含めた起業・創業を目指す人材を生み出し、育成していくために、市内外の事業者や起業・創業を目指す人材が交流し、また交流・育成のためのイベント等を行うための施設が求められています。

そこで南魚沼市としては、こうした施策をさらに有効に行っていくためにも、新しい発想や人材の交流が生まれるような環境を整えた「事業創発拠点」を整備し運営していくことで、社会問題を解決する事業や革新的な事業を生み出す人材を創出し、成長を促進することを目的としています。

3. 事業創発拠点の想定

事業創発拠点の整備においては、以下の点を想定していることに留意すること。

(1)用途

事業創発拠点の用途はコワーキングスペース及びイベントスペースを想定しているが、「2. 目的」の内容に沿う用途についての提案があれば、それをすべて排除するものではない。

(2)給水・排水

施設には給水・排水設備を設置しない。ただし、飲食物の自動販売機等の設置や飲み残り回収ボックス等の設置は妨げない。

(3)使用料

事業創発拠点は、使用料を徴収する有料施設とする。

(4)民間との競合

市内の民間事業者が設置するコワーキングスペース等となるべく競合しない形での整備を想定している。

(5)工事で整備するもの

工事の中で整備する設備等は以下の通りとし、その配置場所やそれ以外に整備するものについての提案があれば、それをすべて排除するものではない。

- ・天井、壁、床
- ・空調
- ・照明

- ・音響
- ・プロジェクタ
- ・インターネット回線（wifi 含む）
- ・移動式ディスプレイ（80 インチ）
- ・デジタルサイネージ

(6)リース等で調達するもの

発注者がリースで調達を想定しているものは以下の通りとし、その配置場所やそれ以外にリースで調達するものについての提案があれば、それをすべて排除するものではない。

- ・複合機（印刷・コピー等）
- ・観葉植物
- ・自動販売機（飲料）

4. 業務内容

(1) 事業創発拠点整備におけるデザイン、レイアウト及び活用法のコンサルティング

- ① 事業創発拠点におけるコンセプトイメージの決定
- ② コンセプトイメージに沿ったレイアウトデザインの決定
- ③ ①、②についての事業創発拠点整備計画書の作成
- ④ 整備計画書に則った、施設整備工事に対する指示
- ⑤ 事業創発拠点活用計画書（案）の作成
- ⑥ コワーキングスペース、イベントスペース活用のコンサルティング

(2)備品等の調達・配置

- ①整備計画書に則った備品等の調達・配置

※リース契約で調達するものや工事の中で整備するものを除く

5. 履行期間

契約の日から令和4年3月31日まで

6. 主任技術者

受注者は、主任技術者を選任する。主任技術者は、同種業務の実績を有すること。

7. 提出書類

受注者は、本業務実施にあたり、発注者に以下の書類を提出し、承認を得ること

- ・着手届
- ・主任技術者選任通知
- ・事業創発拠点整備計画書

8. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・完了届
- ・業務報告書
- ・事業創発拠点活用計画書（案）

9. 完了及び検査

本業務の途中においても、発注者は必要に応じて本仕様書に基づき検査を行い、不備な個所について必要な指示を与えることができるものとする。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

10. 秘密の保持

受注者は、本委託業務の実施に当たって発注者から秘密と指定されたうえで提供を受けた情報を秘密として保持するものとし、事前の書面による発注者の同意無くして第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ① 開示されたときに、すでに公知公用であったもの
- ② 開示される前から、既に受注者が適法に所有していたもの
- ③ 開示された後に、双方の責によらず公知公用となったもの
- ④ 適正な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わず入手したもの

11. 疑義

諸規定及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。